

国立大学法人富山大学の保有する個人情報の開示，訂正及び利用停止の
決定に係る審査基準

平成17年12月15日制定
平成20年4月1日改正
平成25年4月1日改正
平成26年6月24日改正
平成29年6月13日改正
令和4年8月2日改正

(開示)

第1 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報について，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により開示請求があったときは，法に基づき，開示請求に係る保有個人情報に次のいずれかが記録されている情報を除き，開示請求者に当該保有個人情報を開示する。

1 個人に関する情報（法第78条第1号及び第2号）

(1) 開示請求者（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては，当該本人をいう。以下次号及び2において同じ。）の生命，健康，生活又は財産を害するおそれがある情報

《不開示と考えられるものの例》

職員，学生の健康相談等の記録のうち，開示することで開示請求者の病状の悪化をもたらすことが予見される場合

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが，開示することにより，なお開示請求者以外の個人の権利利益（名誉，感情などを含む。）を害するおそれがあるもの

《不開示と考えられるものの例》

1) 人事選考関係資料（氏名，履歴等）

2) 懲戒処分関係情報（氏名，懲戒内容等）

ただし，開示請求者以外の個人に関する情報であっても，次に掲げる情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ，又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等であり，その職務の遂行に係る情報のうち，当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分

《開示と考えられる個人情報》

イの例示

- 1) 研究者総覧
- 2) 叙勲・褒章受章者名簿

ハの例示

文書に付された総務課長，係長等の職名等

2 法人等情報（法第 78 条第 3 号）

法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，次に掲げるもの

イ 開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 本学の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて，法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

《不開示と考えられるものの例》

ロの例示

アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたもの等

ただし，法人等情報であつても，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報は開示する。

3 審議検討等情報（法第 78 条第 6 号）

国の機関，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であつて，開示することにより，次に掲げるおそれがあるもの

イ 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

ロ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ

ハ 特定の者に不当に利益を与え，又は不利益を及ぼすおそれ

4 事務・事業支障情報（法第 78 条第 7 号）

国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて，開示することにより，次に掲げるおそれがあるもの及びその他当該事務又は事業の性質上，その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

《不開示と考えられるものの例》

ハの例示

入試の出題者及び採点者の氏名

ヘの例示

- 1) 人事異動原案
- 2) 人事選考（採用等）関係資料
- 3) 勤務評定関係記録等

(訂正)

第2 法第90条第1項の規定により、本学に対し保有個人情報の訂正請求があった場合において、当該訂正の請求に係る保有個人情報の内容が事実と相違することが判明したときは、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(利用停止)

第3 法第98条第1項の規定により、本学に対し保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求があった場合において、当該保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本学における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、利用停止が利用目的に係る本学の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 法第18条若しくは第19条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第20条の規定に違反して取得されたものであるとき 利用の停止又は消去

(2) 第27条第1項又は第28条の規定に違反して提供されているとき 提供の停止

附 則

この基準は、平成17年12月15日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年6月13日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年8月2日から施行する。